

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十七年六月三十日から適用する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下「新開示告示」という。）第二条第五項から第七項までの規定は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

2 新開示告示第三条第二項において準用する新開示告示第二条第五項から第七項までの規定は、適用日以後に終了する中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

3 新開示告示第六条（第一項を除く。）の規定は、適用日以後に終了する四半期に係る事項について適用

し、適用日前に終了した四半期に係る事項については、なお従前の例による。